

平成24年(ワ)第206号, 第543号 柏崎刈羽原子力発電所運転差  
止め請求事件

原告 吉田隆介 外189名

被告 東京電力株式会社

準備書面(7)

2013(平成25)年5月 日

新潟地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 和田 光 弘

同 大 澤 理 尋

同 松 永 仁

同 水 内 基 成

同 大 田 陸 介

外

## 【目次】

第 1	はじめに	3
1	被告の主張	3
2	東北地方太平洋沖地震及び福島第一原発事故発生以降の科学的知見が反映されていない	3
3	「中越沖地震により得られた地震動に関する知見」について	4
4	被告による活断層及び基準地震動の調査及び評価の誤り	4
第 2	中越沖地震の地震動が S 2 をはるかに超えた単純な原因—海域（海底）活断層の見落とし	5
1	問題の所在	5
2	被告による海底活断層の見直しと「訂正」	6
3	まとめ	9
第 3	陸域活断層が連動した場合の地震動は S s を超える	10
1	保安院が原子力施設周辺の活断層の連動性の検討に至った経緯	10
2	被告による報告・説明と保安院の評価	11
3	まとめ	11
第 4	海域活断層が連動した場合の地震動は S s を超える	12
1	問題の所在	12
2	被告の地震動評価の誤り	12
3	まとめ	13
第 5	震源を特定せずに策定する基準地震動の問題	13
1	問題の所在	13
2	策定方法に問題がある	13
3	まとめ	19
第 6	結び	19

## 第 1 はじめに

### 1 被告の主張

被告は、準備書面（2）第 4 章第 1 において、被告がこれまでにを行った点検・評価において、中越沖地震によるプラント全体の機能への影響はなく、継続的に安定的な運転が可能であると評価している（被告準備書面（2）第 4 章第 1 の 2 の（1） 54 頁）と述べた上で、中越沖地震により得られた地震動に関する知見、基準地震動  $S_s$  の策定、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全評価及び耐震強化工事について述べ、もって、基準地震動  $S_s$  を策定し、それに基づいて本件原発の安全性を確認した旨主張している。

しかし、被告が策定した地震動には、以下の通り、基本的な問題点があり、本件原発の安全性が確認されているということとはできない。

### 2 東北地方太平洋沖地震及び福島第一原発事故発生以降の科学的知見が反映されていない

そもそも **被告の策定した  $S_s$  は全て、2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及び福島第一原発事故の発生前に策定された耐震設計審査指針に基づくものであって、その後得られた科学的知見を踏まえたものではない。**

本件原発 1 号機は、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定 以下「旧指針」という）の決定前に設置許可を受けたものである。

また、本件原発 2 号機ないし 7 号機は、いずれも旧指針の下で、原子炉の設置変更（増設）許可を受けたものである。

したがって、本件原発の現在の安全性を問う本件訴訟において、最

新の科学的知見に基づいてその安全性が判断されなければならないことは当然である。

この点について、被告は、本件原発は旧指針に従って設計されているから安全である旨主張する（被告準備書面（2）第3章第4の2）。しかし、本訴において、このような主張が失当であることは明らかである。

### 3 「中越沖地震により得られた地震動に関する知見」について

中越沖地震による地震動について、震源特性、伝播特性及び地盤特性の観点から分析する手法自体が否定されないとしても、被告の主張する「中越沖地震により得られた地震動に関する知見」については、なお議論が必要であるというべきである。

すなわち、被告の主張する震源特性、伝播特性及び地盤特性に関する評価手法は、いずれもパラメータを用いたものである（壇一男「最近の地震から見た原子力発電所の耐震設計における地震動評価について」 科学（岩波書店）2006年12月号1200頁）

そして、2006年9月19日当時の原子力安全委員会の改訂した「発電用原子炉に関する耐震設計指針」においては、残余のリスク（耐震設計のために策定した地震動をこえる地震動により、施設が重大な損傷をこうむる危険度、あるいは、その結果、周辺公衆が放射線被ばくの災害をこうむる危険度）に関連して、地震動の評価する段階で、不確かさ（ばらつき）を適切に考慮することとなった。ここの不確かさとは、震源特性、伝播特性及び地盤特性を記述するひとつひとつのパラメータには不確かさがあり、これらの不確かさを考慮して算出される地震動のばらつきである（壇一男・前掲書1201頁、被告準備書面（2）57頁最終段落も同趣旨）。

このようなパラメータの不確かさを考慮するならば、被告の主張する「中越沖地震により得られた地震動に関する知見」がどの程度現実に発生した事象と合致しているかどうかについては、今後さらなる調査検討が必要である。

#### 4 被告による活断層及び基準地震動の調査及び評価の誤り

また、被告には、そもそも活断層の調査及び評価に関し不十分な能力しかなく、さらに、活断層及び基準地震動を過小評価している。

以下、被告が策定した基準地震動の問題性を具体的に述べる。

### 第 2 中越沖地震の地震動が S 2 をはるかに超えた単純な原因—海域（海底）活断層の見落とし

#### 1 問題の所在

(1) 被告は、中越沖地震の際に発生した地震動が被告の設定した地震動 S 1, S 2 をはるかに超えるものとなった要因として、①震源において同規模（M6.8 クラス）の地震より強い揺れを生じた地震であった、②地震波が敷地周辺地盤深部の堆積層の厚さと傾斜によって増幅された、③敷地直下の地盤浅部にある古い褶曲構造により、地震波が屈折し、1号機側に集中した、ことを挙げている。

これらの被告の説明は、原告らが訴状（第 3 章第 6 の 1（4）（39 頁）で主張したとおり、地震動予測に関する被告の能力が低いことを明らかにするものである。

(2) さらに、中越沖地震の地震動が S 2 をはるかに超えた基本的かつ単純な原因は、被告が海域（海底）活断層の存在を考慮せずに基準地震動を策定したことである。

被告は、準備書面（２）においてこの点について触れていない。このような訴訟対応は、原発事故を防止し市民のいのちと暮らしを守るという電気事業者の使命の観点からも、訴訟における実体的真実発見の見地からも、極めて不誠実なものである。

しかしながら、訴訟外においては、被告はこの点について報告書等を公表している。次に述べる被告の主張は、この報告書等に基づくものである。

## ２ 被告による海底活断層の見直しと「訂正」

（１） 被告は、1979年以降、海底の音波探査を実施するようになった。

しかし、その後も被告は、本件原発周辺海域に存在していた海底活断層の存在を見逃し、海底に活断層は存在しないとの誤った判断をし続けた（訴状第３章第４の３（１） 32頁）。

（２） 現在、いわゆる F－B断層が中越沖地震の震源断層であったとされている（ただし、この表現については、訴状第３章第４の４特に34頁の図のとおり、F－B断層は佐渡海盆東縁断層の派生断層であり、佐渡海盆東縁断層の一部をなしているということに注意が必要であって、佐渡海盆東縁断層の一部が地震を引き起こした、と表現することが適切である）。

このF－B断層の長さについて、被告は、当初活断層が存在していないとしていたが、2007年12月5日の「新潟県中越沖地震に対する柏崎刈羽原子力発電所の耐震性の検討状況について」において、これを「訂正」し、長さ約20キロメートルの活断層の存在の可能性を公に認めた（同報告書21頁）。なお、同報告書20頁では、2003年の再評価の結果把握していたとしている

が、その当時これを公表していない。

さらに、被告は、2008年5月12日「柏崎刈羽原子力敷地周辺の地質・地質構造中間報告書」の概要を公表し、F-B断層の長さが約34キロメートルであると「再訂正」した（同報告書2頁）。

(3) 1回目の変更は、中越沖地震前には活断層はないとしていたものを、地震後に活断層であると認めたために行われた。

ア すなわち、1983年に設置許可された柏崎刈羽原発2号炉・5号炉、及び1987年認可の3号炉・4号炉の審査の際、沿岸方向60km、沖合30kmまでの範囲で、総延長1670kmの海上音波探査調査が実施された。

被告の当初の海域活断層の有無及び長さに関する判断は、主にこの海上音波探査調査の結果の評価に基づいている（被告準備書面（2）第4章第1の2（3）イ（ウ）b 80～81頁）。

イ この海域では、大陸棚から佐渡海盆に至る陸棚斜面や、佐渡堆から佐渡海盆にかけて連続する急斜面等、断層運動などの地殻変動に深く関連する海底地形が発達している。1980年代の音波探査記録は、海底面下400m程度の深度までの地質構造を明らかにしているが、深い部分の構造はよく見えない。このため、上述のような特徴的な地形（変動地形）に沿って地層の撓<sup>たわみ</sup>みが見えても、その下の断層面そのものは見えないことも多い。

ウ しかし、そもそも活断層認定は、断層面が「見えたか」「見えなかったか」には過度に依存しない。第四紀後期以降（お

よそ数十万前以降)の地層が「狭い範囲に急激に撓みこんでいる」など、「地下深部に断層運動を想定しなければ物理的に説明し得ない現象」を見逃さないことが活断層認定の基本である(中田・鈴木・渡辺「原発耐震安全審査における活断層評価の根本的問題」「科学」2008. 1. 97頁)。

エ この点に関し、被告は、裁判外で、撓曲<sup>とうきょく</sup>(地中のある断層がずれたことで、上にある地層が撓む<sup>たわ</sup>現象)と断層との関係が2000年に初めて明らかになり、その「新知見」に基づく変更であったと主張している。

しかし、表層部の撓曲<sup>とうきょく</sup>構造をもとに地下の断層構造を考察することは、1980年代当時にはすでに常識となっていた(活断層研究会編：日本の活断層 2008 渡辺「原子力周辺施設における活断層評価への疑問」「科学」2009.2 180頁)。

仮に、この常識を知らなかったのであれば、専門性の欠如によって原発近傍の活断層が見落とされたと言わざるを得ない。

(4) さらに、1回目の変更後2回目の変更以前に、隆起側に見られる短波形の膨らみ(下記の図)の連続性が問題となった。この膨らみについて、渡辺満久教授らは、佐渡海盆東縁断層Bの活動によって形成される「結果」でありその「原因」は佐渡海盆東縁断層Bである、「結果」が連続するのだから「原因」も連続するはずであると強調した。



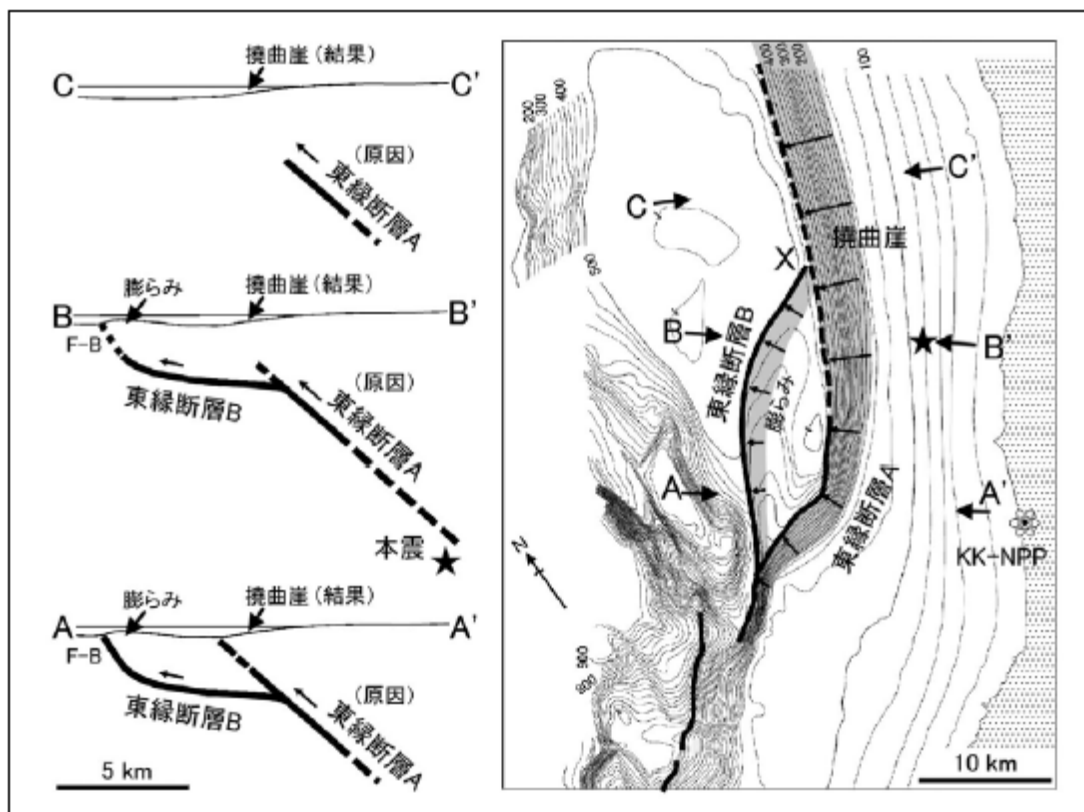


図1 佐渡海盆東縁の断層構造

★印は2007年中越沖地震の本震位置および震央<sup>1)</sup>、KK-NPPは柏崎刈羽原子力発電所を示す。A-A'～C-C'は地形・地質断面（縦横比はほぼ1:1）とそれらの位置である。等高線は東京電力のデータによる。

渡辺「変動地形学から：佐渡海盆東縁断層をめぐる議論と活断層評価の問題点」

柏崎刈羽科学者の会リーフレットN o 5， 3頁

**被告は、当初これを受け容れなかったものの、最終的にはこれを認め、F-B断層の断層長が34キロメートルであると「修正」**したものである（渡辺「柏崎刈羽・科学者の会」リーフレットN o 5）。

以上の点についても、被告は、準備書面（2）において全く触れておらず、その応訴態度は不誠実といわざるを得ない。

### 3 まとめ

以上の経緯からみても、**被告には、少なくとも本件原発付近の震源となる活断層の調査及び評価の能力が全く不十分であり、本件原発が十分な耐震安全性を備える出発点となる基準地震動の策定能力が欠**

如しているものといわざるを得ない。

### 第3 陸域活断層が連動した場合の地震動はS<sub>s</sub>を超える

#### 1 保安院が原子力施設周辺の活断層の連動性の検討に至った経緯

旧原子力安全・保安院（以下「保安院」という）は、東北地方太平洋沖地震及び福島第一原発事故の発生を受けて、「地震・津波に関する意見聴取会」を開催し、原子力施設周辺の活断層の連動性についても専門家の意見を聴取した。

その結果等を踏まえ、保安院は、東北地方太平洋沖地震では、非常に大きな地殻変動により、広域にわたって応力場に影響が及び、これまで活動性が低い断層の活動が誘発され、地震前に比べると活断層が動きやすくなっている、このため、これまで離隔距離約5kmを超える断層等その連動性を否定していたものに関し、テクトニクス、応力の状況等を詳細に調査し、不確かさの評価を考慮した、連動性の可能性についての検討が必要である、などと判断するに至った（平成24年2月16日付「平成23年東北地方太平洋沖地震の知見を考慮した原子力発電所の地震・津波の評価について～中間取りまとめ～」29頁）。

こうした判断は、原子力施設において地震を原因とする重大事故が万が一にも発生してはならないことから、当然のことである。

また、保安院は、「平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項（中間取りまとめ）について（指示）」（平成24・01・26 原院第1号）を発出し、事業者に対応を求めた。

さらに、保安院は、「地震・津波に関する意見聴取会（地震動関係）」を開催し、改めて被告ら原子力施設の経営事業者らに耐震安全性につ

いて報告・説明を求めた。

これに対する被告の対応も、準備書面（２）には記載されていない。

こうした被告の対応が不誠実であることは前述のとおりであるが、訴訟外においては、被告は以下のとおり対応している。

## 2 被告による報告・説明と保安院の評価

被告は、2012年（平成24）年4月25日付「柏崎刈羽原子力発電所 敷地周辺の活断層の連動を考慮した地震動評価について」を作成し、同日旧原子力安全・保安院の開催した「第2回 地震・津波に関する意見聴取会（地震動関係）」において、この報告書に基づく説明を行った。

同報告書によると、被告自身が「長岡平野西縁断層帯～十日町断層帯西部の連動活動を考慮した地震動は、一部の周期帯で、基準地震動  $S_s$  を上回ることを確認した。」としている（同報告書16頁、17頁、32頁）

これを受けて、旧原子力安全・保安院は、平成24年8月24日付「活断層の連動を考慮した地震動評価に関する 原子力安全・保安院の見解（別添資料）」において、地震動評価結果を明らかにした。それによると、1号機～4号機側、5号機～7号機側共に「一部の周期帯で基準地震動  $S_s$  を超過、今後、施設等の耐震安全性評価が必要。」と判断している（同報告書47頁）。

## 3 まとめ

以上の経緯から明らかなおおり、少なくとも陸域活断層の連動を考慮した地震動に関して、被告の準備書面（２）における主張は現在維持することができないものであり、本件原発施設が耐震安全性を備えているということとはできない。

#### 第4 海域活断層が連動した場合の地震動は $S_s$ を超える

##### 1 問題の所在

- (1) 被告は、佐渡島南方断層、F-D 褶曲群、高田沖褶曲群及び親不知海脚西縁断層及び魚津断層帯の連動を考慮した検討を実施し、耐震安全性に影響ないことを確認した、F-B 褶曲群は中越沖地震時に応力を解放したと考えられるから、連動には考慮する必要がないと判断した、と主張する（被告準備書面（2）第4章第1, 2（3）イ（ウ）c（d）87頁）。
- (2) また、被告は、F-B 断層による地震動評価を、M7.0 のケースで代表させることとした（被告準備書面（2）第4章第1, 2（3）イ（オ）a（b）97頁）として、本件原発1号機から4号機までの基準地震動  $S_s - 1$  の最大加速度を2300ガル、5～7号機までの  $S_s - 2$  最大加速度を1209ガルと、それぞれ設定している（同準備書面101～102頁）。
- (3) しかしながら、上記（1）及び（2）については、いずれも誤りであるというべきである。

##### 2 被告の地震動評価の誤り

- (1) 連動の可能性について

後出の準備書面で詳論する予定であるが、F-B 断層は、佐渡海盆東縁断層から派生した浅部の活断層に過ぎない。

したがって、F-B 褶曲群は中越沖地震時に応力を解放したと考えられるから連動には考慮する必要がない、ということはいできないのであって、上記各断層の連動に加え、佐渡海盆東縁断層全体の連動をも考慮すべきである。

- (2) 佐渡海盆東縁断層全体を震源断層面とする地震の規模

訴状（第3章第4, 4, 35頁）記載のとおり，佐渡海盆東縁断層の長さを少なくとも50kmとみて，松田式に当てはめて地震規模を算出すると，M7.7となる。

そうである以上，被告がM7.0の地震を想定して本件原発1号機から4号機までの基準地震動 $S_s-1$ の最大加速度を2300ガル，5～7号機までの $S_s-2$ のそれを1209ガルと設定したことは，著しい過小評価であると言わざるを得ない。

### 3 まとめ

以上のとおり，被告の想定する各断層に加え佐渡海盆東縁断層も連動する可能性がありうるのであって，その場合の基準地震動 $S_s$ の最大加速度は，被告の設定した2300ガル及び1209ガルをはるかに超える。

このことから，本件原発が耐震安全性を備えていないことは，明らかである。

## 第5 震源を特定せずに策定する基準地震動の問題

### 1 問題の所在

被告は，「震源を特定せずに策定する基準地震動」について，「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」による基準地震動 $S_s$ で代表させることにしたと主張する（被告第2準備書面 101頁）。

「震源を特定せずに策定する基準地震動」の概念は，現在の耐震設計審査指針において導入されたものである。

しかし，そもそもその基準地震動の策定方法には，以下のとおり重大な問題がある。

### 2 策定方法に問題がある

(1) 現在の耐震設計審査指針の定める「震源を特定せずに策定する基準地震動」については、石橋克彦教授の指摘する通り、以下の重大な問題がある（「基準地震動を考える（1）及び2007年新潟県中越沖地震」925頁以下、科学2007年11月号：岩波書店、「基準地震動を考える（2）とまとめ」1210～1211頁 前掲「科学」2007年11月号）。

ア 「震源を特定せずに策定する基準地震動」については、旧原子力安全委員会において、「震源と活断層を関連付けることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し、これらを基に敷地の地盤物性を加味した応答スペクトルを設定し、これに地震動の継続時間、振幅包絡線の経時的変化等の地震動特性を適切に考慮して基準地震動 $S_s$ を策定することとする」という文章になった。

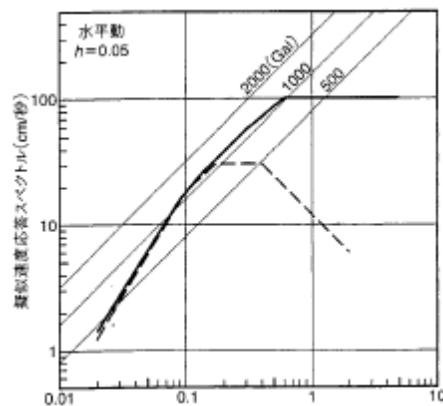
この背景には、原発を建設する際には敷地周辺の詳細な活断層調査がおこなわれ、活断層を見落とすことは絶対がない；すなわち、過去の内陸地殻内地震のうち活断層と関連付けられるものが震源近傍にもたらした地震動は、各敷地において「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」として評価できる、したがって、念のために想定する地震動は、活断層と関連付けることができない過去の内陸地殻内地震の記録だけを参照すればよい、という考えがあった。

この考え方に沿って、(社)日本電気協会原子力発電耐震設計専門部会がまとめた「震源を事前に特定できない地震の考え方と地震動の策定」という資料が、分科会の第10回地震・地

震動ワーキンググループ会合(2003年7月28日)と第17回分科会(2005年4月22日)に提出され説明された。この検討結果は、加藤ほか(2004)の論文にもまとめられている。この資料はあくまでも例示として出されたもので、これに従うことを新指針が求めているわけではないが、基本的考え方は完全にこれを踏襲しており、唯一の模範解答的なものなので、実質的に指針そのものになっていると言える。

イ しかし、この検討結果は、以下のように、詭弁に近い論法によって地震動レベルを低く抑えたもので、非常に問題である。

加藤ほか(2004)は、日本とカリフォルニアで発生した41個の内陸地殻内地震について、活断層などの地質学的調査によって事前に震源を特定可能かどうか検討し、30地震は可能だと判断した。残りの11地震のうち9個は、震源近傍の硬質地盤上の強震記録があつて応答スペクトルが求まるので、それらすべてを包絡する上限レベルを「震源を事前に特定できない地震」による震源近の地震動の応答スペクトルとして提示した。



石橋「基準地震動を考える(1)及び2007年新潟県中越沖地震」92

上記図の太線が、解放基盤表面に相当する岩盤上の水平動の速度応答スペクトルである(hは揺らされる構造物の減衰定数)。加速度応答は速度応答に対して図の斜線で示したような関係にあり、また極短周期の応答加速度は地震動そのものの最大加速度を示すので、この速度応答スペクトルで与えられる地震動の最大加速度は450Galになる。

被告も、本件原発の耐震設計に用いる地震動として1号機については設計用地震動の1.5倍の地震動として、2号機ないし7号機については旧指針に基づく基準地震動S<sub>2</sub>として、いずれも最大加速度を450 Galとしている(被告準備書面(2)第3章第4の2(1)31~32頁)。

ウ ここで重大な問題は、多くの大地震を、震源を事前に特定可能として排除して、それらの強震動記録を上限レベルの算定に使わなかったことである。

この判断は、地震が起こったあとの「答がわかっている」極めて甘いものであって、将来の地震に対しては予測科学としてまったく非現実的である。

まして、原発建設の際には事前の特定は極力避けられるだろう。2000年鳥取県西部地震(M7.3)も除かれたが、多くの地震研究者は、この地震の場所と規模を事前に正しく予測することは不可能だったと考えている。同じく排除された1994年ノースリッジ地震(M6.7)も同様である。このような判断の結果、上記の図の応答スペクトルを得るのに使われた地震はM6.6以下でしかない。

もし、前記の41個の地震で震源近傍の強震記録のあるも



のを全部使えば、最大加速度は1000Gal近くになる。

エ このような手法によるのではなく、基本的な考え方としては、活断層が認められなくてもM7級の内陸地殻内地震が起こりうるのだから、大地震がないことを初期設定としてオプション的に地震を付加(考慮)していく形の基準地震動策定法を根本的に改めて、いかなる敷地であれ直下でM7級の内陸地震が起こりうることを初期設定にすべきである。

実際に、新潟県中越沖地震では、450Galをはるかに超える地震動が本件原発を襲った。

そして、被告は、前述のとおり、中越沖地震の震源断層を見逃しており、その意味では、中越沖地震も「震源を事前に特定できない地震」であった。

仮に、中越沖地震の震源断層を見逃した被告の責任をさておくとしても、原発サイトの地震動が正確に予測できるかという、具体的に認識できるのは地表付近に限られていて、地震の本体に関わる地下深部については解釈がほとんどを占めるから、諸説が紛糾し、正確な予測ができるかどうかは疑問である。

したがって、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を過信するのは不適當である。むしろ、活断層調査を含む変動地形学的調査を入念・的確に実施して過去の地震活動の程度(活発さ)を適切に把握し、「震源を特定せず策定する地震動」を万全にすることこそが重要である。

このようにして、現実に発生した地震に対し「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価が甘かった場合、実

質的には「震源を特定せず策定する地震動」が「歯止め」になるべきである。

そうである以上、被告の主張する「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」による基準地震動  $S_s$  で代表させることにしたとの考え方は、根本的に誤っているものと言わざるを得ない。

エ 以上の見地から、現在の耐震設計審査指針の規定に則して言えば、「震源を特定せず策定する地震動」を全国一律に高めて、少なくとも「既往最大の地震動によっても障害が発生しないこと」を全原発の大前提にすべきである。

(2) また、前述の加藤他（2004）の応答スペクトルについては、①震源を事前に特定できるとした地震の周辺活断層との関連付けの根拠が明確でない、②対象とした地震及び震源近傍の地震動観測記録が少なく、地震動の上限レベルの規定の根拠が明確ではない、という点も、重大な問題として指摘されている(原子力安全基盤機構 2009 年 3 月「震源を特定せず策定する地震動の設定に係る検討に関する報告書」3 頁)。

加速度計による強震観測が開始されたのは、日本では 1950 年代から、アメリカでは 1930 年代からである（山中浩明編著「地震の揺れを科学する」東京大学出版会 116～117 頁）。人類の保有しているわずか 80 年間の記録から将来の活断層のうごきを予測することの不合理性は明らかである。さらに期間が経過すれば、現在の予測を超える地震が発生し、現在の予測が変わる可能性がある。

「科学」2012 年 6 月号において、わが国の地震科学研究の第一人者らは、地震科学の限界性について、以下のとおり極めて率直

に述べている。

- ・ 地震の科学は、対象とする現象の起こる頻度が低いので、データが少ない。実験もできない。そのため、地震の科学には限界があつて、完全な予測はできない（瀨瀨教授 同書 636 頁）。
- ・ 平均像のようなものを見ていることになります。ほんとうに中で何がおきているのかには手が届いていない。（島崎規制委員会委員 同書 642 頁）
- ・ （地震・津波は）頻度が 1 桁下がるごとに巨大な現象がある。（岡田防災科学研究所理事長 同書 636 頁）

われわれの知識経験は、地質の歴史から見たら極めて小さなものでしかない。平均像をどれだけ超えるかも、極めて小さな知識経験から導くしかない。

この点からも、加藤他(2004)の応答スペクトルに基づく「検証」を実施したとしても、当該原発の耐震安全性が確保されているということとはできないものである。

むしろ、最低限前述の「既往最大の地震動によっても障害が発生しないこと」を全原発の大前提にすべきである。

### 3 まとめ

以上のとおり、被告の主張する「震源を特定せずに策定する基準地震動」には、その策定方法に重大な問題があり、本件原発施設が耐震安全性を備えていることの根拠とならないものである。

## 第 6 結び

これまでに述べたことから明らかなとおり、被告が策定した基準地

震動は、明らかな過小評価に基づいている。

したがって、被告が策定した基準地震動を前提として、本件原発の原子炉設備が耐震安全性を備えている旨の評価をすることは、明白な誤りであるというべきである。

以上から、本件原発について「継続的に安定的な運転が可能である」とする被告の安全評価が誤りであることは明らかである。

本件原発は、その耐震安全性が確保されているということは到底できず、その再稼働は許されてはならない。

以上